

営業施設について講ずべき措置

措置

- (1) 換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じること。
- (2) 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- (3) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。
- (4) 営業の種別を広告等に明確に表示すること。
- (5) 玄関帳場その他これに類する設備の客の見やすい箇所に、宿泊料金を表示すること。
- (6) 客室の定員を超えて宿泊させないこと。
- (7) 機械換気設備及び照明設備は、適切に維持管理し、その機能を保つこと。
- (8) 暖房又は冷房を行うときは、適当な温度及び湿度を保ち、かつ、有毒ガス等による被害を防止する措置を講ずること。
- (9) 宿泊者が感染性の病気にかかっていることが明らかになったときは、その宿泊者が使用した客室、寝具類及び器具類を消毒すること。
- (10) 常に営業施設の内外を清掃し、ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (11) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。
- (12) 寝具類は、常に清潔に保つこと。
- (13) 布団カバー、敷布及び枕カバーは、宿泊者ごとに洗濯したものを用いること。
- (14) 浴衣その他の就寝用の衣類を備えるときは、宿泊者ごとに洗濯したものを用いること。
- (15) タオル、くし、かみそり等を備えるときは、かみそりにあつては未使用のもの、その他のものにあつては未使用のもの又は消毒等がされ、清潔に保たれたものであること。
- (16) 使用する水は、水道水を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (17) 入浴設備には、水及び摂氏 38 度以上の湯を供給すること。
- (18) 浴槽の洗浄は、循環ろ過装置を設けたときは 1 週間に 1 回以上、循環ろ過装置を設けないときは毎日、完全に排水した後行うこと。
- (19) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に定める措置を講ずること。
 - ①ろ過器は、1 週間に 1 回以上洗浄し、汚れを排出すること。
 - ②ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
 - ③集毛器は、毎日清掃し、定期的に消毒すること。
 - ④浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を使用する方法で行う場合は、遊離残留塩素を 1 L につき 0.4 mg 以上又は結合残留塩素のモノクロラミンを 1 L につき 3 mg 以上保持すること。

ただし、原水又は原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等であつて、かつ、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合は、この限りでない。

 - ⑤④に規定する遊離残留塩素若しくはモノクロラミンの濃度又は塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合にあっては、市長が別に定める指標は、定期的に測定し、その記録を 3 年間保存すること。
 - ⑥塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合は、塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る前に注入又は投入すること。

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準に適合すること。

①原湯、原水、上り用湯及び上り用水は、汚水を再利用しないこと。

②水質の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ただし、水道水のみを使用する場合においてはア(ア)から(カ)までに掲げる基準、原水、原湯、上り用水、上り用湯又は浴槽水に温泉等を使用する場合においてはア(ア)から(エ)まで及びイ(ア)及び(イ)に掲げる基準並びに循環ろ過装置を設けない浴槽に係る浴槽水においてはイ(エ)に掲げる基準は、適用しない。

ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯

(ア) 色度 5度以下であること。

(イ) 濁度 2度以下であること。

(ウ) pH値 5.8以上8.6以下であること。

(エ) 有機物 全有機炭素(TOC)の量が1Lにつき3mg以下

又は過マンガン酸カリウム消費量が1Lにつき10mg以下であること。

(オ) 大腸菌 検出されないこと。

(カ) レジオネラ属菌 100mlにつき10CFU未満であること。

イ 浴槽水

(ア) 濁度 5度以下であること。

(イ) 有機物 全有機炭素(TOC)の量が1Lにつき8mg以下

又は過マンガン酸カリウム消費量が1Lにつき25mg以下であること。

(ウ) 大腸菌 1mlにつき1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌 100mlにつき10CFU未満であること。

(21) 建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



宿泊者名簿

宿泊者名簿	1. 備える場所 旅館業の施設又は営業者の事務所に宿泊者名簿を備えなければならない。 2. 記載事項 (1) 宿泊者の氏名 (2) 住所 (3) 連絡先 (4) 年齢 (5) 客室名 (6) 到着年月日（下宿営業は、転入年月日） (7) 出発年月日（下宿営業は、転出年月日） (8) 家族等の連絡先の住所及び氏名（下宿営業のみ） (9) 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 (10) その他市長が必要と認める事項 3. 保存年限 宿泊者名簿は、当該宿泊者の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成日から3年間保存するものとする。
-------	---



宿泊を拒むことができる事由

事由	(1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。 (2) 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。 (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として次のものを繰り返したとき。 ① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。） ② 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。 (4) 宿泊施設に余裕がないとき。 (5) 宿泊しようとする者の衣服等が著しく不衛生で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
----	--